

山中湖村  
新型インフルエンザ等対策  
行動計画

令和8年5月

山中湖村



# 目 次

第 1 部 序説	- 1 -
第 1 章 山中湖村新型インフルエンザ等対策行動計画の総論	- 2 -
第 1 節 目的と経緯	
第 2 節 新型インフルエンザ等対策の基本方針	
第 3 節 対策の基本項目	- 3 -
第 4 節 対策推進のための組織体制	- 4 -
第 2 部 対応時期毎の各対策項目の考え方及び取組	- 6 -
第 1 章 各対応時期と各時期の実施体制	
第 1 節 対応時期区分の考え方	
第 2 節 準備期	- 7 -
第 3 節 初動期	- 8 -
第 4 節 対応期	- 9 -
第 2 章 情報共有 準備期 初動期 対応期	- 10 -
第 3 章 感染症サーベイランス 準備期 初動期 対応期	- 11 -
第 4 章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 準備期 初動期 対応期	- 12 -
第 5 章 まん延防止 準備期 初動期 対応期	- 16 -
第 6 章 ワクチン接種 準備期 初動期 対応期	- 17 -
第 7 章 保健 準備期 初動期 対応期	- 29 -
第 8 章 感染症対策物資 準備期 初動期 対応期	- 31 -
第 9 章 住民の生活及び地域経済の安定の確保 準備期 初動期 対応期	- 32 -

## 第1部 序説

### はじめに

2020年1月に発生が確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）以下（「新型コロナナ」という。）はパンデミックとなり、国による緊急事態宣言等、社会における日常生活の様式が一変した。この未知なる感染症へ手探りの状態に対応し、社会生活上の混乱や感染症による差別や偏見も生じていた。この新型コロナナによる危機を乗り越える過程で私たちは多くの経験と教訓を得た。政府並びに山梨県の行動計画の全面改定を踏まえ、平時に、そして感染症有事に何ができるのか、何をすべきなのかを、改めて整理し、「山中湖村新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「山中湖村計画」という。）を定める。

この山中湖村計画は、事前の想定のとおりにより事が運ばないのが有事であることを念頭に、感染症有事の事態において、どのように対処すべきか、適切に行うための事前の準備行動の段階を含めて示し、次の感染症有事において「役に立つ」ことを期するものである。

# 第1章 山中湖村新型インフルエンザ等対策行動計画の総論

## 第1節 目的と経緯

### 1-1 目的

新型コロナ感染症の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等は発生を予測する事が困難で、発生した際に感染の流行期間や、流行の規模を踏まえて対策を立てる事は困難だが、山中湖村の危機管理に関わる重大な課題となる。

感染拡大を可能な限り抑制する事で医療やワクチン治療薬による対応のための時間を確保する事と、感染の拡大に伴う住民の生活や経済への影響を軽減し対策を講じる事を目的とする。

### 1-2 山中湖村新型インフルエンザ等対策行動計画の経緯

この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条より、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」「新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン」及び「山梨県新型インフルエンザ等行動計画」を踏まえて策定された市町村行動計画として位置付けられるものである。

国内で2020年に初めて発生した新型コロナ感染症の経験を踏まえ、従前の2013年に策定された政府の計画の抜本的な改定があり、これに伴い山中湖村計画において2014年策定した山中湖村計画を見直す。

## 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本方針

### 2-1 基本的考え方

新型コロナ感染症の経験を踏まえ、感染対策として個々人の手洗いや咳エチケット等が基本ではあるが、医療ひっ迫をはじめとした社会的混乱を最小限とするためには、社会を構成する人と組織が協力し取り組む必要がある。個人が行える感染予防及び感染拡大防止のための行動と共に、感染症発生時に療養等の際に必要なマスクや食料品、医薬品といった物資等を平時から準備しておく事が必要となる。

合わせて、新型コロナ感染症の対応では「緊急事態宣言」に伴う外出の自粛等、感染症有事に伴う活動制限といった社会全体で感染拡大防止に取り組む一方で、個人の日常生活や社会経済活動を止める事なく継続する方法について、各事業者においては事業継続計画いわゆる「BCP」や、人権に配慮した取り組みを平時より準備する。

感染症に対応するためには感染症発生前の取組が発生後の対応に大きく影響する事から、今回の山中湖村計画の改定では、政府並びに山梨県における考え方に合わせ、感染症発生前の備えるための時期を「準備期」、その後発生後を「初動期」、政府による対策本部設置・基本的対処の公示を目安に「対応期」と分けて取り組み内容を考える。

### 第3節 対策の基本項目

#### 3-1 対策項目とその概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法（第8条第2項）を筆頭に、市町村新型インフルエンザ等行動計画の作成のための項目があり、政府並びに山梨県の項目に準じ次の表に示すとおり、9項目の対策を設け、第2部の各章に記載する。

対策項目	概要
① 対応時期と各時期の実施体制	感染症発生前から基本的な感染症対策に移行までを3つの対応時期にする事、山中湖村と山梨県をはじめとするその他の関係機関の実施体制と訓練の実施・人材の養成、関係機関間の連携等について
② 情報共有	情報を正しく理解し根拠に基づく行動により不安等と最小限とするため、公的機関からの情報を共有する事について
③ 感染症サーベイランス	感染症の広がりを注視し提供された山梨県をはじめとする最新の情報をすみやかに関係機関に周知する
④ 情報提供・共有・リスクコミュニケーション	情報提供の体制や方法、リスクコミュニケーションの手法を活用した発信、偏見・差別や偽・誤情報に関する対応等について
⑤ まん延防止	まん延防止対策の実施体制や状況に応じた対策の内容等について
⑥ ワクチン接種	住民への集団予防接種を想定した実施に関する情報提供、体制の整備と健康被害救済について
⑦ 保健	保健分野の実施体制と在宅サービス等利用者のサービス継続への取組、相談窓口、健康観察及び生活支援について
⑧ 感染症対策物資	感染症対策物資等の備蓄について
⑨ 住民の生活及び地域経済の安定の確保	生活・社会経済活動の安定に向けた支援方法について

## 第4節 対策推進のための組織体制

### 4-1 全庁体制

新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症の発生後、政府及び山梨県による対策本部が設置される時には直ちに、山中湖村において庁内会議を通じ、全庁一体となった取組を持てるよう進める。

- ① 構成
- ・ 本部長 : 村長
  - ・ 副本部長 : 副村長、教育長
  - ・ 構成員 : 各課長
  - ・ 事務局 : 総務課・福祉健康課



② 庁内会議所管事項

- ・ 新型インフルエンザ対策本部の設置に関する事
- ・ 新型インフルエンザ等発生動向の把握に関する事
- ・ 村内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関する事
- ・ 庁内における新型インフルエンザ等の対策を所管する事務分掌、業務分担に関する事
- ・ 村内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関する事
- ・ 村内発生時における社会機能維持や自宅療養に関する事
- ・ 政府・山梨県・近隣市町村や関係機関との連絡調整に関する事
- ・ 村民に対する正確な情報の提供に関する事
- ・ その他対策本部の設置目的を達成するために必要な事

## 第2部 対応時期毎の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 各対応時期と各時期の実施体制

#### 第1節 対応時期区分の考え方

新型コロナ感染症の経験を踏まえ、様々な感染症に幅広く対応できるように、対応時期毎に政府並びに山梨県の行動計画が作成されており、山梨県の行動計画に準じた考え方を示す。

##### 1-1 準備期

新型コロナ感染症の対応において、平時の準備不足が明らかになったことから、平時の重要性を認識するとともに、その取組を充実させる必要がある。このため、平時は、新型インフルエンザ等の感染症有事に備えて必要な取組を行う時期であることを明確にするため、これを「準備期」として区分する。

##### 1-2 初動期

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症が海外で発生して以降、新型インフルエンザ等が時を置かず世界へ拡散する可能性があり、海外発生と国内発生との時期の違いで対応時期を区分する必然性に乏しいとされた。

新型インフルエンザ等の発生公表や基本的対処方針の策定の前後で大きく対策が変わる。ここをターニングポイントとすることで対策の機動的な切替えが可能となる。このターニングポイントの前の時期では、病原体の性状が未知で情報が極めて少ない中にあっても機動的に対処しなければならない。よってこれを「初動期」として区分し、その期間は、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症が発生したときから、基本的対処方針が策定・公示されるまでの期間とする。

##### 1-3 対応期

初動期より後は、国が基本的対処方針により感染症危機へ対処するために必要な事項を示し、山梨県の対策本部、並びに山中湖村対策本部が稼働する時期であり、これを「対応期」として区分する。山梨県においては対応期を具体的に次の4つ段階に分類しており、下記の表の区分の中の対応期へ記載する。

区分	対応時期の定義
準備期	新たな感染症危機の発生前段階
初動期	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症が発生した段階
対応期	政府対策本部並びに山梨県対策本部が設置され、基本的対処方針が策定・公示されて以降の段階 ・ 封じ込めを念頭に対応する時期 ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期 ・ ワクチンや治療薬等によち対応力が高まる時期 ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

## 第2節 準備期

### 2-1 実践的な訓練の実施

政府の行動計画及び山梨県の行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時は、全庁体制で対応する必要があることを理解するとともに、必要となる連携体制等をシミュレーションにより確認し、発生に備えた実践的な訓練を実施する

### 2-2 行動計画の作成、体制整備と強化

- ① 山梨県の行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を作成、変更する。その際、感染症に関する専門的な知識を有する者、その他の学識経験者の意見を聴く。
- ② 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び感染症有事においても維持すべき業務の継続を図るため、全ての所属において業務継続計画（BCP）を作成・変更する。
- ③ 緊急事態宣言の対象区域になった場合など感染症有事における業務の種類・量を把握し、当該業務を適正かつ確実に実行できる市町村対策本部体制及びそのための規定を整備する。
- ④ 新型インフルエンザ等対策に関連する各種研修会を活用する等により、携わる医療従事者や専門人材、職員等の養成、育成に努める。

### 2-3 政府及び地方公共団体等の連携強化

- ① 感染症有事に備え、事態対処を円滑に行うための連絡体制を整備し、政府や山梨県、他の市町村等との連絡体制を整備する。
- ② 感染症や医療、社会経済分野の関係団体や業界団体等と平時から情報交換等を行い、感染症有事に備えて連携体制を整備する。

## 第3節 初動期

### 3-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 政府が政府対策本部を設置した場合や山梨県が県対策本部を設置した場合において、必要に応じて対策本部を設置する事を検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 準備期の「2-2行動計画の作成と体制強化」踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

### 3-2 迅速な対応の実施に必要な予算の確保

機動的かつ効果的な対策の実施のため、政府からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

## 第4節 対応期

### 4-1 基本となる実施体制の在り方

政府の対策本部設置後においては、山中湖村の行動計画及び業務継続計画（BCP）に基づき優先度の高い業務の実施に必要な体制を確保、全庁的な対応の推進と、速やかに以下の実施体制をとる。

#### 4-1-1 職員の派遣・応援への対応

- ① 新型インフルエンザ等のまん延により山中湖村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、山梨県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ② 特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は山梨県に対して応援を求める。
- ③ 新型インフルエンザ等の対応に関する随時の情報収集と山中湖村への情報共有のための山梨県の関連部署への派遣を行う。
- ④ 新型インフルエンザ等対策に携わる職員への心身への影響を考慮した対策を取り、実行する。

#### 4-1-2 必要な財政上の措置

政府からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

### 4-2 緊急事態措置の検討等について

#### 4-2-1 緊急事態宣言の手続き

山中湖村を対象地域に含む緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに山中湖村対策本部を設置する。山中湖村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

### 4-3 新型インフルエンザ等対策特別措置法によらない基本的な感染症

#### 対策に移行する時期の体制

#### 4-3-1 対策本部の廃止

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく山中湖村対策本部を廃止する。

## 第2章 情報共有

### 第1節 準備期

#### 1-1 情報の共有

- ① 山梨県が政策決定等に活用するために国内外から収集した情報やその分析結果、リスク評価等の情報は庁内において共有するとともに、関係機関と共有する。
- ② 新型インフルエンザ等に限らず、拡大が懸念される感染症について、山梨県 YCDC 専門医によるリスクアセスメントについての情報提供を受けた場合は、関係機関と速やかに共有する。

### 第2節 初動期

#### 2-1 情報の提供・共有

山梨県より、新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症の発生状況、感染症の特徴（感染経路、潜伏期間、症状等）や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を含む診断、治療に関する情報、症例定義等の共有のために提供された情報は、庁内での共有と住民をはじめとする関係機関に周知する。

### 第3節 対応期

#### 3-1 情報の提供・共有

山梨県より、政府及び JIHS の情報収集・分析から得た情報や対策及び政府が提供するまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果の共有のために提供された情報は、庁内での共有と住民をはじめとする関係機関に周知する。

## 第3章 感染症サーベイランス

### 第1節 準備期から初動期

#### 1-1 感染症サーベイランスの活用

山梨県や政府による患者発生状況に基づいた感染症の病原体の特徴について提供された情報は、庁内、住民をはじめとする関係機関に共有と周知のための体制を整備し、早期から庁内・住民・関係機関へ共有する。

### 第2節 対応期

#### 2-1 感染症有事のサーベイランスの活用

山梨県によるサーベイランスで収集した地域の感染状況、地域の変異株の状況、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感受性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報並びに感染症対策に関する情報及び分析結果を関係機関等に共有する。

## 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### 1-1 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

##### 1-1-1 情報提供・共有について

- ① 感染症有事において、信頼性のある一貫した情報提供・共有を行うことができるよう必要な体制を整備する。
- ② 情報提供・共有に当たっては、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを啓発する。
- ③ 山梨県と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報提供・共有に当たって配慮が必要な者と、公衆衛生対策や感染症対策を関係する部署や事業所に対しても情報提供・共有する。
- ④ 感染者やその家族、勤務先などの所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されず、法的責任を伴い得るだけでなく、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染症対策の妨げにもなることを平時から普及啓発する。
- ⑤ 科学的根拠が不明確な情報や偽・誤情報の拡散状況においては、偽・誤情報に関する注意喚起を行う。
- ⑥ 情報提供・共有が住民等の有用な情報源としてその認知度・信頼度が一層向上するよう、情報元を確認し科学的根拠に基づく情報の発信等に取り組む。
- ⑦ 住民等が理解しやすい情報提供、行動変容につなげることができるため、リスクコミュニケーション等に関する研修や実践による職員の資質向上を図る。
- ⑧ 住民等へ救急をはじめとする医療のひっ迫を回避するための行動として、救急要請の適時利用や救急相談のための電話相談先「#7119」「#8000」の利用情報を発信し利用を促す。

##### 1-1-2 山梨県との間における感染状況等の情報提供・共有について

- ① 平時から新型インフルエンザ等に対する住民等の理解を深めるため、政府や山梨県から提供された情報に基づいた感染症に関する基本的な情報、感染対策、発生状況等を、各種媒体（ホームページ、防災無線、リーフレット等）により、住民向けに分かりやすく情報提供・共有する。
- ② 地域における感染拡大の起点となりやすい保育所等、学校等、重症化リスクが高いと考えられる高齢者施設等を所管する県関係部局、感染症対策部局と山中湖村は連携して感染症や公衆衛生対策について共に分かりやすく情報提供・共有する。

### 1-1-3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

政府からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時に住民等からの相談に応じるための相談窓口を設置する体制、手順等を確認する。

## 第2節 初動期

### 2-1 情報提供・共有

#### 2-1-1 情報提供・共有について

- ① 新型インフルエンザ等の情報提供・共有を強化するため、感染症にかかる情報を村のホームページ等 WEB やチラシを分かりやすく作成し、新たな感染症の特性等を発信する。
- ② 高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に配慮した情報提供・共有を山梨県と連携し行う。
- ③ 業界団体、関係機関等と情報提供・共有を行う。
- ④ 政府や山梨県が一般向けに掲載している国内外の発生状況、感染対策、WEB の情報や Q&A 等を住民等が山中湖村のホームページやリーフレット等で知る事ができるよう情報提供・共有する。
- ⑤ 感染拡大防止のための行動変容についての啓発は、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、冷静な対応を促すメッセージを発信する。
- ⑥ 感染者やその家族、勤務先などの所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されず、法的責任を伴い得るだけでなく、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染症対策の妨げにもなることを発信する。
- ⑦ 偏見・差別等に関する国や山梨県等の相談窓口に関する情報を整理し、住民に周知する。
- ⑧ 科学的根拠が不明確な情報や偽・誤情報の拡散状況を踏まえ、その時点で得られた科学的根拠に基づいた情報を発信し、住民が正しい情報を得られるよう努める。
- ⑨ 住民等へ地域の医療提供体制や医療機関の受診方法を周知するとともに、救急をはじめとする医療のひっ迫を回避するための行動として、救急要請の適時利用や救急相談のための電話相談先「#7119」「#8000」を利用し救急車の適正利用を促す。

## 2-1-2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

政府による地方公共団体向け Q&A の配布等を機に市町村相談窓口等を設置するとともに、寄せられた意見や SNS の動向により情報の受け手の関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを実施する。

## 第3節 対応期

### 3-1 情報提供・共有

#### 3-1-1 情報提供・共有について

- ① 新型インフルエンザ等の情報を村のホームページ等 WEB 上やチラシを分かりやすく作成し、新たな感染症の特性等を発信し、情報提供・共有する。
- ② 高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に配慮した情報提供・共有する。
- ③ 業界団体、関係機関等と情報提供・共有する。
- ④ 政府や山梨県が一般向けに掲載している WEB 上の情報や Q&A 等を住民等が村のホームページやリーフレット等で知る事ができるよう発信し情報提供・共有する。
- ⑤ 感染拡大防止のための行動変容についての啓発は、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、冷静な対応を促すメッセージを発信する。
- ⑥ 偏見・差別等に関する国や山梨県等の相談窓口に関する情報を整理し、住民に周知する。
- ⑦ 科学的根拠が不明確な情報や偽・誤情報の拡散状況を踏まえ、その時点で得られた科学的根拠に基づいた情報を発信し、住民が正しい情報を得られるよう努める。
- ⑧ 偏見・差別等は許されず、法的責任を伴い得るだけでなく、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染症対策の妨げにもなることを発信する。
- ⑨ 偏見・差別、偽・誤情報への対策として、SNS 等のプラットフォーム事業者へ必要な協力・要請等の国が行う取り組みに協力する。
- ⑩ 山梨県から提供された山中湖村に住所を有する患者等となった事が判明した日時等に関する情報の提供を活用するなどにより、新型インフルエンザ等の発生状況、動向及び原因に関する情報に対する住民の理解の促進を図る。
- ⑪ 住民等が救急をはじめとする医療のひっ迫を回避するための行動を取れるよう、救急要請の利用を控える事を含めた適時利用、救急相談先「#7119」「#8000」の情報

を発信し利用を促す。

- ⑫ 封じ込めを念頭に対応する時期においては、病原体の性状（病原性、感染性等）等についてでき得る限りの情報の中で、山梨県等が行う感染対策等の根拠を丁寧に説明する。また重症化しやすい特定の集団がある場合には、別の対応を取る必要性を合わせて説明する。
- ⑬ 住民に向けて感染対策を行いながら病気の早期発見、健康管理のための健康診査やがん検診を利用するよう周知する。
- ⑭ 新型インフルエンザ等対策特別措置法によらない基本的な感染症対策へ移行する時期においては、種々の対応が縮小していく根拠を住民並びに事業者等に説明し縮小する。

### 3-1-2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 準備期に設置した相談窓口等に寄せられた意見や SNS の動向により情報の受け手の関心を把握し、リスクコミュニケーションを実施する。
- ② 影響の大きい年齢層を重点的にリスクとリスクへの対策等について、理解と協力のための丁寧に説明し、できる限り双方向のリスクコミュニケーションを図る。

## 第5章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### 1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や

##### 準備の促進等

換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談窓口等に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

また、山中湖村役場は地域の感染症のまん延防止を推進する立場として感染症有事においても業務が継続できるよう、業務継続計画（BCP）を更新する。

### 第2節 初動期

#### 2-1 国内でのまん延防止対策の準備

政府からの要請を受けて、業務継続計画（BCP）に基づく対応の準備を行う。

### 第3節 対応期

#### 3-1 封じ込めを念頭に対応する時期のまん延防止対策

- ① まん延防止のために必要な措置によって影響を受けた事業者を支援するため、財政上の措置やその他の必要な措置を講ずることを検討する。その際には国や山梨県の予算措置の状況を踏まえ活用することや、他事業者との公平性の観点や円滑な執行等が行われることなどに留意する。
- ② 通所事業所等が休業する場合には自宅での家族等による付き添いのほか、サービスの利用を継続する必要がある要介護者等については訪問介護等を活用した対応を検討する。

## 第6章 ワクチン接種

### 第1節 準備期

#### 1-1 ワクチン接種に必要な資材

平時から予防接種に必要なとなる、政府から示された以下の表1に一部追加した物を参考に、資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 血圧計、サチレーション等</li> <li>・ 静脈路確保用品</li> <li>・ 輸液セット</li> <li>・ 生理食塩水</li> <li>・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液</li> <li>・ 吸引機</li> </ul> <input type="checkbox"/> 予診票 <input type="checkbox"/> 次回接種日日時御案内 <input type="checkbox"/> 外国語表記の案内 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 済証発行用物品 <input type="checkbox"/> 実施後の予診票保管用ケース <input type="checkbox"/> A E D	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト <input type="checkbox"/> 時計 <input type="checkbox"/> 会場観察終了時刻案内用紙
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ <input type="checkbox"/> 用箋ハサミ <input type="checkbox"/> 受付用PC
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> 会場用清掃用品 <input type="checkbox"/> 順路案内看板 <input type="checkbox"/> 体調不良者用経過記録用紙

## 1-2-1 ワクチンの供給体制

実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、村内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

## 1-2-2 感染症危機対応医薬品を利用する基盤の整備

新型インフルエンザ等の発生時に、迅速に特定接種や住民接種の実施が可能となるよう、国が推進する予防接種事務のデジタル化等の状況を踏まえながら、平時から医師会と連携し、医療従事者、接種場所、接種に必要な資材等の確保等、接種体制の構築に向けた検討を行う。

## 1-3 接種体制の構築

### 1-3-1 接種体制

富士吉田医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

### 1-3-2 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる山中湖村役場職員は、特定接種の対象者となる。特定接種の接種は山中湖村が実施主体で、原則、集団的な接種を基本に円滑な接種が実施できるよう、準備期から接種体制を構築する事と、特定接種の人数は、厚生労働省に報告する。
- ② 特定接種登録事業者としての登録申請について、該当となる国民生活・国民経済安定分野の所管事業者へ周知する。
- ③ 山中湖村は特定接種登録事業者による業務（事業）継続計画（BCP）の作成を支援する。

### 1-3-3 住民接種

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア） 国等の協力を得ながら、山中湖村に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

- a 厚生労働省及び山梨県の協力を得ながら、希望する住民及び住民以外も含めた方が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応

期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、富士吉田医師会、村内診療所等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れをシミュレーションし接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- i 接種対象者数
  - ii 山中湖村役場の人員体制の確保
  - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
  - iv 接種場所の確保（医療機関、老人福祉センター、学校等）及び運営方法の構築
  - v 接種に必要な資材等の確保
  - vi 国、山梨県及び市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
  - vii 接種に関する住民への周知と予約方法の構築
- b 医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計等（表 2）、住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、山梨県（介護保険部局、障害保健福祉部局、衛生部局等）と山中湖村が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表 2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の 7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6 歳未満）	D	
乳児	人口統計（1 歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1 歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の 2 倍に相当
小学生・ 中学生・ 高校生相当	人口統計（6 歳-18 歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65 歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1 歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算

- c 医療従事者の確保は、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なる。接種方法等に応じ、

必要な医療従事者数を算定する。特に、集団的接種会場での実施においては、多くの医療従事者が必要であることから、富士吉田医師会等の協力を得てその確保を図る。個別接種方法と集団的接種方法とで、地域の医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう協議する。

- d 接種場所の確保は、各接種会場の対応可能人数等を推計と、各接種会場の各スペース（受付、待合、問診、接種、経過観察、応急処置、ワクチンの保管、調剤（調製）、済証発行）と、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、地域の医師会等と委託契約を締結し、当該地域の医師会等が運営を行うことも想定し準備する。

(イ) 円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する村民以外の地方公共団体における接種を可能にするよう想定し準備する。

(ウ) 住民接種が速やかにできるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備する。

## 1-4 情報提供・共有

### 1-4-1 住民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy（ワクチン忌避や予防接種への躊躇等）」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、定期的予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。

### 1-4-2 山中湖村の対応

定期的予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。

### 1-4-3 福祉健康課予防接種担当以外の分野との連携

予防接種担当は、医療関係者及び予防接種担当以外の分野、具体的には総務課、介護担当、障害担当等との連携及び協力が必要となるため、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携のために、予防接種担当は、教育委員会等との連携を進め、必要に応じて就学時の健康診断及び児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

### 1-5 DXの推進

- ① 予防接種関係のシステム（健康管理システム）が、政府が整備するシステム基盤と連携し、政府のシステム標準仕様書に沿い、予防接種事務のシステム整備を行う。
- ② 接種対象者を特定の上、政府が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるような準備や、電子的に通知を受けることができない場合は、紙の接種券等を送付等の勧奨方法を合わせて検討する。
- ③ 予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を住民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

## 第2節 初動期

### 2-1 接種体制

接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、同章第1節準備期（1-3接種体制の構築）を踏まえた構築を行う。

### 2-2 ワクチン接種に必要な資材

ワクチンは政府や山梨県から示される供給量を把握管理し、供給量に見合う必要物品を考慮し、同章第4章第1節準備期（1-1ワクチン接種に必要な資材）「表1」に挙げた資材を含めて、適切に確保する。

### 2-3 接種体制

#### 2-3-1 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となる。このため富士吉田医師会や山梨県等の協力を得て、その確保を図る。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて富士吉田医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

#### 2-3-2 住民接種

- ① 目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備は、予防接種業担当の平時の体制外の業務であり、業務量が大幅に上回るため、全庁的な実施体制で実施できるよう各課で協議する。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当を割り振り、担当毎に必要な人員数の想定、担当部署、個人名の入る人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、山梨県の保護施設担当部局及び保健福祉事務所、山中湖村の介護保険係、福祉係が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険係や福祉係又は山梨県の保護施設担当部局及び保健福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は健康係と連携し行うこと等）が考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託を視野に、業務負担の軽減策も検討する。
- ④ 接種に必要な医療従事者の確保のため、地域の医療機関、富士吉田医師会等の協力を得て、その確保を図る。

- ⑤ 接種の円滑な実施のため、地域の実情に応じて、富士吉田医師会、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- ⑥ 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、庁内担当又は山梨県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の期間の設定に合致した、医療従事者数を算定する。具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当は可能であれば看護師を1名おくこと、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当するとし算定する。
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、同章第1節準備期（1-1ワクチン接種に必要な資材）表1の「救急用品」に挙げている薬剤等が必要となる。購入等に関して、あらかじめ村内診療所や富士吉田医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備と、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認しておく、合わせて山梨県、県内医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関と協議し、搬送先となる接種会場に近い二次医療機関を想定し協議、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。接種会場において必要と想定される薬剤以外物品で、アルコール綿、医療廃棄物容器等は、山中湖村が準備するが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難なため、村内診療所等に協力を相談し準備する。また、山中湖村が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、取引のある医療資材会社と情報交換を行い、具体的に事前の準備を進める。具体的に

必要物品としては同章第1節準備期（1－1ワクチン接種に必要な資材）「表1」に挙げた物品を含めた資材が想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえた必要数等を検討する。

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じて保管する。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について相談する。
- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、進行方向に一定の流れをつくる。予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保や、要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

## 第3節 対応期

### 3-1 ワクチンや必要な資材の供給

- ① 厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、政府の予防接種（ワクチン）に関するガイドライン「第3章3. ワクチンの供給体制」を踏まえて行い、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、山中湖村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、山梨県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。

### 3-2 接種体制

- ① 初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 政府の公表するワクチンの接種すべき回数について、山梨県や医療機関等の関係者と速やかに共有し、追加接種が必要な場合においても接種体制が継続できるよう、関係者間で連携する。

#### 3-2-1 特定接種

##### 3-2-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

政府の発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、山梨県と特定接種登録事業者による事業継続の必要性を共有し、政府が定めた具体的運用に基づき、政府と連携して新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

## 3-2-2 住民接種

### 3-2-2-1 予防接種体制の構築

- ① 政府からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。合わせて重症者しやすい方を優先にする等の接種順位は政府や山梨県の考え方を加味して準備する。
- ② 接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加の検討、接種の予約受付体制を構築と政府や山梨県から提供された接種に関する情報を住民等へ提供、共有する。
- ③ 会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む）等を確保する。
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。
- ⑥ 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、庁内の介護保険係等や富士吉田医師会、近隣市町村等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

### 3-2-2-2 接種に関する情報提供・共有

- ① 予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、政府からの要請を受けて、政府に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 接種勧奨は、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等を活用し通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。
- ④ 住民等、接種を希望する方が予防接種を受けるのかの正しい情報に基づいて判断できるために、ワクチンの有効性、安全性、接種の対象者、接種回数、接種時に起こ

り得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処法など国から提供された情報を関係者等含めて周知し、予防接種に係る不安や疑問の解消のための相談窓口を設置する。

### 3-2-2-3 接種体制の拡充

感染状況を踏まえ、必要に応じて老人福祉センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市内の介護保険係等や富士吉田医師会、近隣の市町村等関係団体と連携し、接種体制を確保する。

### 3-2-2-4 接種記録の管理

接種歴は、地方公共団体間で確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録と接種歴の共有ができるような適切な管理を行う。

## 3-3 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、山中湖村は被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果で因果関係の否定ができない場合、給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は山中湖村となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた山中湖村とする。
- ③ 予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

## 3-4 情報提供・共有

- ① 山中湖村が実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、政府が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- ② 地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、定期接種の必要性等の周知も取り組む。

### 3-4-1 特定接種に係る対応

住民等接種希望者が予防接種を受けるのかの正しい判断を正しい情報に基づいて行えるような（ワクチンの有効性、安全性、接種回数、副反応）情報の周知と、具体的な接種の進捗状況や相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

### 3-4-2 住民接種に係る対応

- ① 実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- ② 円滑な接種の実施のため、山中湖村以外でも予防接種が可能となるよう全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する村民以外の地方公共団体における接種を可能にするよう集合的な契約に参加する。
- ③ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
  - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
  - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
  - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
  - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ④ ③を踏まえ、広報に当たっては、次のような点に留意する。
  - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
  - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
  - c 接種の時期、方法など、住民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝える。
  - d ワクチンの追加接種が必要な場合においても接種体制を継続し整備する。

## 第7章 保健

### 第1節 準備期

#### 1-1 保健分野での連携体制の構築

- ① 平時から新型インフルエンザ等の発生に備え、近隣市町村、山梨県や富士・東部保健所、富士吉田医師会や協定を締結した事業所等と連携体制を構築し感染症危機に備え、富士東部保健所等が発信する情報を共有できるよう準備する。
- ② 地域における訪問介護、訪問看護、介護支援専門員、高齢者施設等が感染症有事にも必要なサービスが継続し提供されるよう、山梨県の方針を参考に連携の取組を進める。
- ③ 自宅療養者に対する健康観察及び生活支援の実施体制に必要な人数の確認と必要物品を検討する。

### 第2節 初動期

#### 2-1 相談窓口の確認

新型インフルエンザ等の有症状者や感染を疑う行動歴や症状等がある方への相談対応のため、山梨県が設置するコールセンター等を案内する体制を準備する。

## 第3節 対応期

### 3-1 主な対応業務の実施保健分野での連携体制の構築

#### 3-1-1 健康観察及び生活支援

- ① 山梨県が実施する健康観察と連携し協力する。
- ② 山梨県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、山梨県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

#### 3-1-2 流行期における保健の対応

- ① 山梨県や近隣市町村等と協力し、地域の医療提供体制や相談センターを通じた医療機関への受診方法について住民等へ周知する。
- ② 有症状者等からの相談は速やかに発熱外来の受診を周知する。
- ③ 自宅療養の実施に当たっては、準備期に検討した健康観察及び生活支援のための生活物資の支給を実施する。
- ④ 自宅療養者には支給する生活支援物資に加えて、必要な食料品・日用品が家族単位で異なるため、本人もしくは同居家族（濃厚接触者）が要配慮者であるのか等の家族単位での日常生活を営むための物品を選定し支給する。また、必要な在宅サービスが利用できるよう検討し日常生活が送れるよう、協力事業所や家族等と協議する。
- ⑤ 新型インフルエンザ等対策特別措置法によらない基本的な感染症対策に移行する時期には、医療提供体制や基本的な感染症対策への移行に伴う見直しを国や山梨県の対応に沿って住民や事業者へ周知や説明を行う。

## **第 8 章 感染症対策物資**

### **第 1 節 準備期から初動期**

#### **1－1 感染症対策物資等の備蓄等**

山中湖村行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況、感染症対策物資の取扱い業者への発注準備等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

### **第 2 節 対応期**

#### **2－1 供給に関する協力依頼**

新型インフルエンザ等緊急事態において、備蓄する物資又は資材が不足し、緊急事態措置を的確かつ迅速に実行することが困難なときは、山梨県に対し必要な資材の供給についての必要な要請や対策を相談する。

## 第9章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

### 第1節 準備期

#### 1-1 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集のため、各団体を所管する部署を各窓口担当とし、山中湖村役場内部での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

#### 1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

- ① 新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。
- ② 事業継続に向けて、指定地方公共機関以外の事業者の事業（業務）継続計画（BCP）の策定を推進するため、策定を目指す事業者を支援する。その際、法令等により策定が義務付けられている場合は、記載すべき事項を満たすよう助言し、一般の事業者が事業（業務）継続計画（BCP）を策定する場合は、事業継続力強化計画（簡易版BCP）を含むものとして取り扱うことに留意する。

#### 1-3 物資及び資材の備蓄

- ① 山中湖村行動計画に基づき、第8章（感染症対策物資）1節準備期から初動期（1-1 感染症対策物資等の備蓄等）のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

#### 1-4 生活支援を要するものへの支援等の準備

国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、山梨県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

## 1－5 火葬体制等の構築

山梨県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当等の関係機関との調整。遺体を安置保管施設と非透過性納体袋等の必要物品、火葬又は埋葬を円滑に行う体制を整備する。

## 第2節 初動期

### 2－1 遺体の加増・安置

山梨県を通じた政府からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

## 第3節 対応期

### 3-1 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

#### 3-1-1 心身への影響に関する施策

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を実施する。

#### 3-1-2 生活支援を要する者への支援

国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ、介護支援専門員等や相談支援専門員等が所属する組織等と連携し、高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

#### 3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

#### 3-1-4 生活関連物資等の価格安定等

- ① 住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、山中湖村行動計画に基づき、適切な措置を実施する。
- ④ 新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づき市町村が講じるべきとされる措置を適切に実施する。

### 3-1-5 埋葬・火葬の特例等

- ① 山梨県を通じた政府からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働するよう要請し、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ② 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとし、また、納体袋への遺体の収納から遺体の安置場所から火葬場所への搬送、遺体の火葬までの一連の流れが円滑に進むよう配慮する。
- ③ 山梨県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 山梨県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保し、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑤ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、山梨県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑥ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

### 3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

#### 3-2-1 事業者に対する支援

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

#### 3-2-2 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市町村行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。